システム開発委託契約書

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と、株式会社△△△△（以下、「乙」という。）は、以下のとおりシステム開発委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（業務委託の合意）

　甲は、乙に対し、以下の内容の〇〇システム（以下、「本件システム」という。）の企画、設計、構築等に関する業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

一　本件システムの企画業務

二　本件システムのサーバー構築・基本設計業務

三　本件システムのアプリケーション設計業務

四　本件システムのアプリケーション開発・デバッグ業務

五　〇〇〇〇

第２条（委託業務の実施）

１　乙は、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行する。

２　乙は、甲に対し、本件業務の実施にあたり、本件システムの内容の確認その他必要な協力を要請することができるものとする。甲は、乙から協力を要請された場合には、適時にこれに応じるものとする。

３　甲及び乙は、本件業務の進捗状況の報告、問題点に関する協議・解決、その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するために、〇か月に１回程度、相手方に求めに応じて、定例会議を実施することとする。定例会議の具体的な内容、日時、場所、方法等は、甲及び乙の協議により決する。

第３条（委託料）

１　本件業務の委託料は総額〇〇〇〇万円（消費税別）とし、前条における項目ごとの委託料を以下のとおりとする。

　　一　本件システムの企画業務及びサーバー構築・基本設計業務

　　　　〇〇〇〇万円（消費税別）

　　二　本件システムのアプリケーション設計業務

　　　　〇〇〇〇万円（消費税別）

　　三　本件システムのアプリケーション開発・デバッグ業務

　　　　〇〇〇〇万円

　　四　〇〇〇〇

　　　　〇〇〇〇万円

２　前項の委託料の支払時期は下記のとおりとし、甲はこれを下記の指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

　　【支払時期】

　　　本契約の締結時　　　　　　〇〇〇〇万円

前項一及び二の業務完了時　〇〇〇〇万円

検収の完了時　　　　　　　〇〇〇〇万円

【指定口座】

〇〇銀行　〇〇支店　普通預金口座

口座番号：〇〇〇〇〇〇　口座名義人：株式会社△△△△

２　次の各号のいずれかに該当した場合、甲及び乙は、委託料の変更について協議するものとする。

（１）本件システムの仕様が追加、修正又は変更される場合

（２）本件業務の成果物の納入期日が変更される場合

（３）甲が提供した情報、資料等に含まれる問題により、乙の開発費用が増大する場合

第４条（実費の負担）

本件業務の遂行に伴う交通費、宿泊費その他の諸経費等の実費は、甲が負担するものとする。実費の支払は、当月分を翌月〇〇日までに支払うものとし、前条第２項に定める指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

第５条（仕様の確定及び変更）

１　乙が本件業務の内容、範囲、その他の明細事項を定めたシステム仕様書を作成して甲に対してこれを交付し、甲が当該システム仕様書を確認したうえで、甲及び乙が当該システム仕様書にそれぞれ署名押印することにより、本件システムの仕様が確定するものとする。

２　甲又は乙は、確定した本件システムの仕様を追加、修正又は変更する場合、相手方に対して書面によりその申入れを行うものとし、その申入れから〇日以内に甲及び乙の協議により仕様の変更等の可否及び委託料の変更等を決定するものとする。甲及び乙が当該仕様の変更等及び委託料の変更等について合意した場合、その条件を具体的に記載した書面を取り交わすものとし、当該書面の取り交わしがなされない場合、乙は従前の契約条件に従って本件業務を遂行することができるものとする。

第６条（検収）

１　乙は、甲に対し、下記の納入期日までに、下記の納入場所に下記の成果物（以下、「本件成果物」という。）を納入する。ただし、納入にかかる費用は、乙の負担とする。

　　【納入期日】

　　　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

　　【納入場所】

　　　甲の本社（青森県〇〇市〇〇〇〇所在）

　　　プログラムの納入は、甲が指定するサーバー及び端末にインストールする方法による。

　　【成果物】

　　　プログラム（オブジェクト、ソースコード）、要件定義書、フローチャート、設計書、操作マニュアル、〇〇〇〇

２　甲は、本件成果物の納入を受けたときは、本件成果物の納入後７営業日以内に、乙の支援を受けて、本件成果物の検査を実施し、確定したシステム仕様書に適合する場合には、検査後７営業日以内に、乙に対し、書面をもってその旨を通知することにより、検収を完了する。

３　前項の検収により確定したシステム仕様書に適合しないことが判明した場合、甲は乙に対して検査後７営業日以内に具体的な不適合部分を指摘してこれを通知し、乙は遅滞なく当該不適合部分の修補を無償で行う。ただし、修補が不可能又は著しく困難な場合、乙は、甲に対し、当該不適合に応じた委託料の減額をするものとする。また、修補を行うにあたって、乙において本件システムの主要部分の修正が必要であると判断した場合、甲及び乙は、追加費用の有無及び金額、並びに修補の期間等を別途協議するものとする。

４　乙は、前項における甲が指摘した不適合部分の修補が完了した場合、速やかに、甲に対し、その旨を通知する。甲は、乙から不適合部分の修補が完了した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた後７営業日以内に当該不適合部分の検査を実施し、確定したシステム仕様書に適合する場合には、検査後７営業日以内に、乙に対し、書面をもってその旨を通知することにより、検収を完了する。

５　前三項の通知が期間内になされない場合及び不適合の指摘がない部分については、同期間の満了をもって検収完了とする。

第７条（所有権の移転）

本件成果物の所有権は、甲が乙に対して委託料を全額支払ったときに、乙から甲に移転する。

第８条（危険負担）

１　本件成果物の納入前に発生した本件成果物の滅失、毀損等の危険は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲の負担とする。

２　本件成果物の納入後に発生した本件成果物の滅失、毀損等の危険は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

第９条（契約不適合責任）

１　甲が第６条第２項の検査によって不適合を認めた場合であって、甲が同条第３項の通知を期限内に行わなかった場合、乙は、当該不適合について、一切の責任を負わないものとする。

２　第６条第２項の検査によって発見できない不適合がある場合であって、甲が本件成果物の納入後６か月以内に当該不適合を発見し、当該不適合の発見後７営業日内にその内容を乙に対して書面により通知した場合、乙は、遅滞なく、当該不適合部分の修補を無償で行う。ただし、修補が不可能又は著しく困難な場合、乙は、甲に対し、当該不適合に応じた委託料の減額をするものとする。また、修補を行うにあたって、乙において、本件システムの主要部分の修正が必要であると判断した場合、甲及び乙は、追加費用の有無及び金額、並びに修補の期間等を別途協議するものとする。

３　乙は、前項における甲が通知した不適合部分の修補が完了した場合、速やかに、甲に対し、その旨を通知する。甲は、乙から不適合部分の修補が完了した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた後７営業日以内に当該不適合部分の検査を実施し、確定したシステム仕様書に適合する場合には、検査後７営業日以内に、乙に対し、書面をもってその旨を通知することにより、検収を完了する。この通知が期間内になされない場合及び不適合の指摘がない部分については、同期間の満了をもって検収完了とする。

４　乙による本件成果物に関する保証は確定したシステム仕様書の適合性をもって全てとし、本件成果物の瑕疵に関する第６条第３項及び本条に定める乙の責任は確定したシステム仕様書の適合性をもってのみ判断されるものとする。

第１０条（知的財産権）

１　本件成果物に含まれる知的財産権（知的財産権を受ける権利を含む。また、著作権については、著作権法第２７条及び同法第２８条に定める権利を含む。以下同じ）知的財産権は、甲が乙に対して委託料を全額支払ったときに乙から甲に移転するものとする。ただし、本契約の締結前から乙又は第三者が保有していた知的財産権及び汎用的な利用が可能な発明等に係る知的財産権はこの限りでない。

２　乙は、甲に対し、本件成果物に含まれる知的財産権のうち、本契約の締結前から乙が保有していた知的財産権及び汎用的な利用が可能な発明等に係る知的財産権について、甲が自社内で本件成果物を使用する目的の限りにおいて、当該知的財産権の実施・利用を無償で許諾するものとする。

３　乙は、甲に著作権が帰属することになった著作物について、乙に著作者人格権が帰属する場合、当該著作者人格権を行使しないものとする。

４　本件システムにおいて第三者が権利を有するソフトウェア（以下、「第三者ソフトウェア」という。）を使用し、又は組み込む必要がある場合、乙は甲に対して事前に使用等について申請をし、承諾を得るものとする。この場合、乙は、乙の費用と責任をもって、第三者との間で当該第三者ソフトウェアの使用等に必要な権限を取得し、維持するものとする。

５　乙は、甲に対し、本件成果物に関し、納入時において、第三者の保有する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産権（出願中のものを含む。以下、「第三者知的財産権」という。）を侵害していないことを保証する。

６　第三者が本件成果物に関し第三者知的財産権を侵害しているという主張をし、甲又は乙に対して損害賠償等の請求、訴訟の提起、その他の法的手続の申立てをした場合、乙は、乙の負担をもってその解決にあたるものとする。この場合において、第三者からの請求等により甲に発生した一切の損害、損失及び費用は、乙がこれを補償する。

７　前二項の規定は、第三者知的財産権の侵害が、甲が指定又は提供した仕様、データ又は素材により生じた場合には適用しない。

第１１条（秘密保持）

１　甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の技術上及び営業上の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約の目的の範囲外で使用し、又は第三者に開示してはならない。ただし、次の各号の情報については、この限りでない。

（１）開示を受けたときに既に保有していた情報

（２）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

（３）開示を受けたときに既に公知・公用であった情報

（４）開示を受けた後、乙に責任のない事由によって公知・公用となった情報

（５）開示を受けた秘密情報を利用することなく独自に取得又は創作した情報

（６）相手方から秘密保持義務を負わない旨の書面（電子メールその他の電磁的方法を含む。以下同じ）による事前の承諾を得た情報

２　前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる場合には、必要最小限の範囲に限り、秘密情報を開示することができる。

（１）法令、官公庁又は裁判所の命令・要請等により秘密情報を開示することが要求される場合

（２）弁護士、税理士、公認会計士その他これに準ずる法律上の守秘義務を負う者に対し、本件取引に関する相談・依頼をするために秘密情報の開示が必要となる場合

第１２条（契約終了後の効果）

本契約の終了後といえども、第１０条ないし本条、第１４条ないし第１８条、第２０条及び第２１条など、その性質上当然に存続する条項は、なお有効に存続するものとする。ただし、前条については、本契約終了後５年間を存続期間とする。

第１３条（契約解除）

１　甲及び乙は、相手方が本契約の条項のいずれかに違反し、是正の催告をしたにもかかわらず、１週間以内に当該違反が是正されない場合、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

（１）監督官庁による営業許可の取消し、営業停止等の行政処分を受けたとき

（２）支払不能、支払停止又は手形もしくは小切手が不渡りとなったとき

（３）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき

（４）仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき

（５）公租公課の滞納処分を受けたとき

（６）手形交換所の取引停止の処分を受けたとき

（７）財産状況が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

（８）解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

（９）その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

　３　甲は、乙が第１８条に違反した場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

第１４条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の条項に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方に発生した損害を賠償しなければならない。ただし、賠償の範囲は直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、間接損害、特別損害、派生的損害及び附随的損害は除くものとし、損害賠償の累計総額は債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、委託料相当額を限度とする。

第１５条（遅延損害金）

甲及び乙は、本契約における金銭債務の履行を怠った場合、相手方に対し、年１４．６％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第１６条（不可抗力）

１　甲及び乙は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定又は改廃、公権力による命令又は処分、甲及び乙の責めによらない火災、その他の不可抗力による本契約の履行遅滞又は履行不能について、相手方に対して責任を負わないものとする。ただし、金銭債務の履行遅滞については、この限りでない。

２　甲及び乙は、前項の事由が生じた場合、直ちに相手方に対して通知するとともに、当該事由による影響の軽減・回復のために最善の努力を尽くすものとする。

３　甲及び乙は、第１項の事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難な場合、協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１７条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

（１）自ら又は自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）もしくは自らの経営に実質的に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること

（２）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（４）自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的など、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（６）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、かつ第三者を利用して行わせないことを表明し、確約する。

（１）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

（２）偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用等を毀損する行為

（３）その他、前各号に準ずる行為

３　甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反する行為をした場合、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合には、催告なく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除された当事者は、相手方に対し、当該解除による損害の賠償を請求することができない。ただし、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第１８条（権利義務の譲渡及び再委託の禁止）

１　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約における一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

２　乙は、甲の書面による事前の承諾なく、本件業務の全部又は一部を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。また、この承諾がある場合でも、当該他人がさらに第三者に本件業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせることはできない。

３　乙は、前項により事前に甲の書面の承諾を得て本件業務の全部又は一部を他人に委託し、又は請け負わせる場合、本契約により乙が負う義務と同等の義務を当該他人に負わせるものとする。この場合、乙は、甲に対し、当該他人の故意又は過失について、自ら本件業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

第１９条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当した場合、又は該当するおそれがある場合、相手方に通知しなければならない。

（１）第１３条第２項に定める事由

（２）商号、代表者、所在地、資本金又は事業目的の変更、その他経営に重大な影響を及ぼす事項

第２０条（専属的合意管轄裁判所）

本契約について発生した一切の紛争については、青森地方裁判所又は青森簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２１条（協議事項）

本契約の定めにない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、円滑に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲：

乙：